

八尾市社会福祉審議会児童福祉専門分科会公募委員募集要領

制定 令和7年11月10日

1. 八尾市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の所管事項

八尾市社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、社会福祉法の規定により設置し、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の認可その他児童福祉に関する事項について調査、審議をする。

2. 申込者の資格

公募委員に申し込むことができる者は、次のすべての事項に該当する者とする。

- (1) 年齢18歳以上の者
- (2) 本市の区域内に住所を有する者
- (3) 本市の審議会等の委員となっていない者
- (4) 本市市議会議員及び本市職員でない者。ただし、元市議会議員及び市退職職員は、申し込むことができる。

3. 募集人数

1名

4. 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5. 申込方法等

- (1) 申込方法は、申し込もうとする者から、次に掲げる事項を記載した「八尾市社会福祉審議会児童福祉専門分科会公募委員申込書」(様式第1号)に小論文(テーマ:「就学前の教育・保育等から考える八尾市の児童福祉についての私の考え方」、800字程度)を添付したものを持って受け付けする。

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 性別
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 現在の職業等(任意記載)
- ⑦ 申込理由
- ⑧ 子どもや子育て支援に関わる活動経験(自分の子育て経験含む)

(2) 申込期間

令和7年12月22日(月)～令和8年1月30日(金)(必着)

(3) 提出のあった申込書及び小論文は、返却しない。

6. 委員の選考方法等

委員の決定は、八尾市社会福祉審議会児童福祉審議会公募委員選考委員会において申込書及び小論文による書類選考により行い、選考結果については、合否に関わらず、当該申込者に通知する。

7. 申込先

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

八尾市 こども若者部 こども若者政策課

電話番号 (072) 924-3988

FAX (072) 924-9548

電子メールアドレス kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

8. その他

公募の実施にあたり、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することがある。

- (1) 申込期間に申込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 「6. 委員の選考方法等」の規定による選考の結果、該当者がいなかったとき。